

あきる野市特定乳児等通園支援事業者に対する指導検査に関する基準

令和8年6月5日適用

あきる野市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等指導検査実施要綱第8条第5項に基づく文書指摘及びその他の指導を行う際の基準は、以下の通りとする。

評価区分	指導形態	内容
C	文書指摘	関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、違反の内容が軽微である場合や改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合は「口頭指摘」とする。
B	口頭指導	関係法令以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。
A	助言指導	関係法令等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

【凡例】以下の関係法令及び通知等を根拠としている。また、略称しては次のように表記する。

No	法令・通知名	略称
1	あきる野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	特定乳通基準条例
2	あきる野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	乳通設備等基準条例
3	あきる野市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関する規則	市確認規則
4	平成26年9月10日府政共生第859号「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」	確認に係る留意事項
5	あきる野市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則	認可規則
6	令和7年12月24日こ成保689 7文科初第1908号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
7	令和7年3月 21 日こ成安第 44 号、6教参学第 51 号通知「教育・保育施設等における事故の報告等について」	事故報告等通知

目 次

1	一般原則		3	教育・保育に関する基準	
(1)	平等に取り組む原則	… P1	(1)	心身の状況等の把握	… P10
(2)	子どもの人権の尊重、虐待等の禁止	… P1	(2)	特定乳児等通園支援の提供の記録	… P10
2	運営に関する基準		(3)	特定乳児等通園支援の取扱方針	… P10
(1)	利用定員に関する基準	… P2	(4)	特定乳児等通園支援に関する評価等	… P10
(2)	利用定員の遵守	… P2	(5)	相談及び援助	… P10
(3)	運営規程	… P2	(6)	緊急時等の対応	… P10
(4)	内容及び手続の説明及び同意	… P3	(7)	事故発生の防止及び発生時の対応	… P11
(5)	運営規程等の掲示	… P3	(8)	安全計画	… P12
(6)	確認事項の変更申請・届出	… P3	(9)	自動車を運行する場合の所在の確認	… P12
(7)	正当な理由のない特定教育・保育の提供拒否の禁止	… P3	4	会計に関する基準	
(8)	あっせん、調整及び要請に対する協力	… P3	(1)	会計の区分	… P13
(9)	教育・保育給付認定等	… P4	(2)	会計に関する諸記録の整備	… P13
(10)	地域等との連携	… P4	(3)	利用者負担額	… P13
(11)	勤務体制の確保等	… P4	(4)	上乗せ徴収	… P13
(12)	職員配置	… P5	(5)	実費徴収	… P13
(13)	建物設備の状況	… P6	(6)	領収証の交付	… P13
(14)	非常災害対策	… P6	(7)	書面説明及び同意	… P14
(15)	秘密保持	… P7	(8)	施設型給付費等の額に係る通知等	… P14
(16)	情報の提供等	… P8	(9)	公定価格に関する基準	… P14
(17)	利益供与等の禁止	… P8			
(18)	苦情解決	… P8			
(19)	衛生管理等	… P9			
(20)	記録の整備	… P9			